

インドネシア観光目的査証免除開始について

平成27年6月12日

在スラバヤ日本国総領事館

インドネシア政府によれば、日本を含む30カ国の国民に対し、30日以内の観光目的で入国する場合に限り、インドネシア入国査証の取得が免除されるという大統領令が発布され、本12日より実施されるとの情報がありません。詳しくは空港職員の説明に従ってください。

実施された場合、インドネシア政府の説明によれば、観光査証免除制度の概要は以下のとおりです。

○すべての日本の一般旅券所持者が対象です（IC旅券に限定されません。）

○インドネシアでの滞在期間は30日まで（入国日も含めて数えます）。延長はできません。

○観光目的に限定

○インドネシアの5大国際空港（ジャカルタのスカルノ・ハッタ空港、デンパサールのングライ空港、メダンのクアラナム空港、スラバヤのジュアンダ空港、バタム島のハン・ナディム空港）とバタム島海港のみで適用されます（その他の空港では、査証免除での入国はできません）。

○到着ビザ（VOA）制度は今までどおり存続されます。31日以上観光目的（VOAで入国後1回延長可、有料。60日以内）の入国や、就労を伴わないビジネス目的等の入国の場合は、VOAをご利用下さい（手数料35ドル）。

査証免除による入国の場合も、旅券の残存有効期間は6ヶ月以上、査証欄空白ページが十分あることが必要です。また帰路の航空券又は第三国への航空券の提示が求められることがあります。なお、旅券への入出国印の押印は必須ですので、入出国時には必ず押印されていること及びその内容（日付など）をご確認願います。

（参考：トラブルに遭った際の空港における連絡先）

○スラバヤ・ワル入国管理局

Jl. Jenderal S. Parman No.58A Waru, Sidoarjo
031-8531-785

在スラバヤ日本国総領事館

電 話：031-5030008

FAX：031-5023007

e-mail：ryoji@sb.mofa.go.jp

在スラバヤ日本国総領事館ホームページ

<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>